

# PPP/PFI推進アクションプラン (令和元年改定版)

令和元年8月6日

PPP/PFI検討会



内閣府民間資金等活用事業推進室

1. PPP/PFI推進アクションプランとは
2. 令和元年改定のポイント  
(参考) 骨太方針2019
3. 令和元年改定のポイント詳細

# PPP/PFI推進アクションプランとは

## <策定の趣旨>

- 極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、多様なPPP/PFIを推進することが重要である。
- このため、**平成25年度から令和4年度までの10年間で21兆円**の事業規模を達成することを目標とするとともに、**コンセッション等について重点分野の設定**や、**PPP/PFI推進に向けた取組を進めるための実行計画**として「PPP/PFI推進アクションプラン」を策定（PFI法に基づく民間資金等活用事業推進会議にて決定）。
- 毎年の重点分野の進捗や課題解決に向けた取組方針の更新・フォローアップ等を踏まえてアップデートを行っている。

# PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)

## (令和元年6月21日決定)

### <改定のポイント>

- ① **交付金事業等についてPPP/PFIの導入可能性検討を一部要件化した事業分野を拡大**
  - ・ 一般廃棄物処理施設、浄化槽の追加
  - ・ 公営住宅分野において要件化の範囲を拡大  
(地域居住機能再生推進事業の新規採択事業について、三大都市圏に加え、政令指定都市で実施する場合を追加)
- ② **PPP/PFI地域プラットフォームの強化による支援強化**
  - ・ 「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」などを活用し、地方公共団体や事業者などの支援を強化  
(地域金融機関、商工会議所等との連携強化、地域の事業者と専門家のマッチング支援など)
- ③ **地方創生に資するPPP/PFI事業の支援強化**
  - ・ 「民間資金等活用公共施設等整備事業」を創設。地域再生計画に記載されたPPP/PFI事業について、地方公共団体がPFI推進機構にコンサルティング支援を依頼することが可能になる<sup>(※)</sup>とともに、地方創生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を地方創生推進交付金により積極的に支援  
※平成31年3月に国会に提出された地域再生法の一部を改正する法律案が成立した場合
- ④ **キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての導入支援/検討**
  - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してPPP/PFIの利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、各種支援制度を活用して導入を支援  
また、成果に応じて委託費を変動させる仕組みについて海外事例の調査を行い、導入について検討

# 「経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太方針)」

(令和元年6月21日閣議決定)(抜粋)①

## 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

### 3. 地方創生の推進

#### (1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出

(略)

公共施設等の整備・運営などのあらゆる公共サービスにPPP/PFIを積極的に活用し、地域の企業等の参入を促す。

## 第3章 経済財政と財政健全化の好循環

### 1. 新経済・財政再生計画の着実な推進

(略)

規制・制度改革を通じた公的分野への民間参入・官民連携を促進し、民需中心に継続的に需要拡大するとともに財政の効率化と質の向上を併せて実現していく。このため、次世代型行政サービスへの改革を推進するとともに、予防・健康づくりやデータヘルスの取組、PPP/PFIなどの公的サービスの産業化の取組を加速・拡大し、公的サービスに付随する投資や新たなサービスの創出を促進する。

# 「経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太方針)」

(令和元年6月21日閣議決定)(抜粋)②

## 2. 経済・財政一体改革の推進等

### (2) 主要分野ごとの改革の取組

#### ② 社会資本整備

##### (PPP/PFIの推進)

民間資金のより積極的な活用、既存の公的資産の利活用、収益を再投資に向ける仕組み等の構築を通じ、インフラ・公共サービス分野への民間の資金・ノウハウ活用について、抜本的に拡充する。このため、「成長戦略フォローアップ」及び「PPP/PFI推進アクションプラン<sup>※1</sup>」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。上下水道のコンセッションについて、関係府省庁が連携し、先頭に立って取組を開始する地方自治体を後押しするとともに、そのノウハウを横展開する。また、赤字空港の経営自立化を目指し、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。刑務所の運営等にPFI手法を活用した事例の検証結果を踏まえ、地方を含めた庁舎建設などあらゆる公共サービスにPPP/PFIを積極的に活用する。

人口20万人以上の地方自治体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援に加え、導入可能性調査経費等の初期投資支援や地域企業が参加するプラットフォームの形成促進など具体的案件形成に向けた支援を強化するとともに、PPP/PFI導入の優先的検討を要件とした補助金・交付金の拡大など、地方自治体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策を講ずる。人口20万人未満など人口規模が小さい地方自治体においても案件形成が進むよう、また、地元企業の案件への参加が促進されるよう、全国の地方自治体や、地元企業、地域金融機関の地域プラットフォームへの参画を促す。

また、キャッシュフローを生み出しにくいインフラにも、積極的にPPP/PFIを導入すべく、サービス購入型の運営権設定や多年度かつ広域での一括契約などの仕組みを活用した民間技術・ノウハウの導入に向けて、具体的に検討を進める。

※1 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年6月21日民間資金等活用事業推進会議決定）

# PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)

## (令和元年6月21日決定)

### <改定のポイント>

- ① **交付金事業等についてPPP/PFIの導入可能性検討を一部要件化した事業分野を拡大**
  - ・ 一般廃棄物処理施設、浄化槽の追加
  - ・ 公営住宅分野において要件化の範囲を拡大  
(地域居住機能再生推進事業の新規採択事業について、三大都市圏に加え、政令指定都市で実施する場合を追加)
  
- ② **PPP/PFI地域プラットフォームの強化による支援強化**
  - ・ 「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」などを活用し、地方公共団体や事業者などの支援を強化  
(地域金融機関、商工会議所等との連携強化、地域の事業者と専門家のマッチング支援など)
  
- ③ **地方創生に資するPPP/PFI事業の支援強化**
  - ・ 「民間資金等活用公共施設等整備事業」を創設。地域再生計画に記載されたPPP/PFI事業について、地方公共団体がPFI推進機構にコンサルティング支援を依頼することが可能になる<sup>(※)</sup>とともに、地方創生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を地方創生推進交付金により積極的に支援  
※平成31年3月に国会に提出された地域再生法の一部を改正する法律案が成立した場合
  
- ④ **キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての導入支援/検討**
  - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してPPP/PFIの利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、各種支援制度を活用して導入を支援  
また、成果に応じて委託費を変動させる仕組みについて海外事例の調査を行い、導入について検討

# PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)

## (令和元年6月21日決定)

### <改定のポイント>

- ① **交付金事業等についてPPP/PFIの導入可能性検討を一部要件化した事業分野を拡大**
  - ・ 一般廃棄物処理施設、浄化槽の追加
  - ・ 公営住宅分野において要件化の範囲を拡大  
(地域居住機能再生推進事業の新規採択事業について、三大都市圏に加え、政令指定都市で実施する場合を追加)
  
- ② PPP/PFI地域プラットフォームの強化による支援強化
  - ・ 「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」などを活用し、地方公共団体や事業者などの支援を強化  
(地域金融機関、商工会議所等との連携強化、地域の事業者と専門家のマッチング支援など)
  
- ③ 地方創生に資するPPP/PFI事業の支援強化
  - ・ 「民間資金等活用公共施設等整備事業」を創設。地域再生計画に記載されたPPP/PFI事業について、地方公共団体がPFI推進機構にコンサルティング支援を依頼することが可能になる<sup>(※)</sup>とともに、地方創生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を地方創生推進交付金により積極的に支援
    - ※平成31年3月に国会に提出された地域再生法の一部を改正する法律案が成立した場合
  
- ④ **キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての導入支援/検討**
  - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してPPP/PFIの利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、各種支援制度を活用して導入を支援  
また、成果に応じて委託費を変動させる仕組みについて海外事例の調査を行い、導入について検討

# 交付金事業等における要件化の拡大

## 交付金事業における要件化

- 各省庁にて実施している交付金（補助金）事業について、**予めPPP/PFI手法の導入検討等を交付の要件**として定めることにより、PPP/PFIも含めた事業手法の検討を促す取組み

### 従前（平成30年6月時点）

#### ■ PPP/PFI手法の**導入検討**を要件化

- ・ 下水道事業※1
- ・ 都市公園事業

#### ■ PPP/PFI手法の**導入**を要件化

- ・ 公営住宅（三大都市圏内）
- ・ 下水道事業※2

### 従後（令和元年6月時点）

#### ■ PPP/PFI手法の**導入検討**を要件化

- ・ 下水道事業※1
- ・ 都市公園事業
- ・ **廃棄物処理施設事業**
- ・ **浄化槽事業**

#### ■ PPP/PFI手法の**導入**を要件化

- ・ 公営住宅  
（三大都市圏内 + **政令指定都市内**）
- ・ 下水道事業※2

※1 人口20万人以上の自治体を対象に下水処理場の改築（事業費10億円以上）について、コンセッション方式の導入に係る検討を了していること又は検討スケジュールを明確にしていることを要件化

※2 人口20万人以上の自治体を対象に汚泥有効利用施設の新設（事業費10億円以上）について、原則としてPPP/PFI手法を導入することを要件化

# PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)

## (令和元年6月21日決定)

### <改定のポイント>

- ① 交付金事業等についてPPP/PFIの導入可能性検討を一部要件化した事業分野を拡大
  - ・ 一般廃棄物処理施設、浄化槽の追加
  - ・ 公営住宅分野において要件化の範囲を拡大  
(地域居住機能再生推進事業の新規採択事業について、三大都市圏に加え、政令指定都市で実施する場合を追加)
- ② **PPP/PFI地域プラットフォームの強化による支援強化**
  - ・ 「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」などを活用し、地方公共団体や事業者などの支援を強化  
(地域金融機関、商工会議所等との連携強化、地域の事業者と専門家のマッチング支援など)
- ③ 地方創生に資するPPP/PFI事業の支援強化
  - ・ 「民間資金等活用公共施設等整備事業」を創設。地域再生計画に記載されたPPP/PFI事業について、地方公共団体がPFI推進機構にコンサルティング支援を依頼することが可能になる<sup>(※)</sup>とともに、地方創生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を地方創生推進交付金により積極的に支援
    - ※平成31年3月に国会に提出された地域再生法の一部を改正する法律案が成立した場合
- ④ キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての導入支援/検討
  - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してPPP/PFIの利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、各種支援制度を活用して導入を支援  
また、成果に応じて委託費を変動させる仕組みについて海外事例の調査を行い、導入について検討

# ②PPP／PFI地域プラットフォームの強化による支援強化

## 協定プラットフォーム概要

内閣府及び国土交通省は、**地方公共団体を始め地域の関係者のPPP／PFIに対する理解度の向上**を図るとともに、**地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上**やその能力を活用した**案件の形成**を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP／PFI事業のノウハウ取得や**官民対話を含めた情報交換**等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

## 協定内容

### ■ 対象となる地域プラットフォーム

#### ○要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

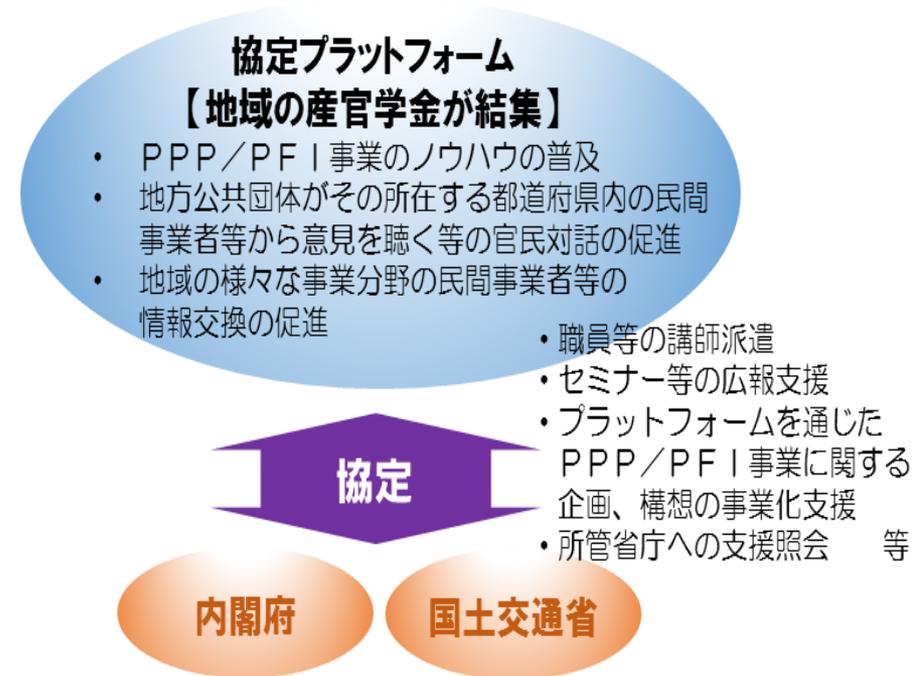
#### ○次に掲げる機会を年1回以上提供

- ・参加者のPPP／PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

### ■ 支援内容

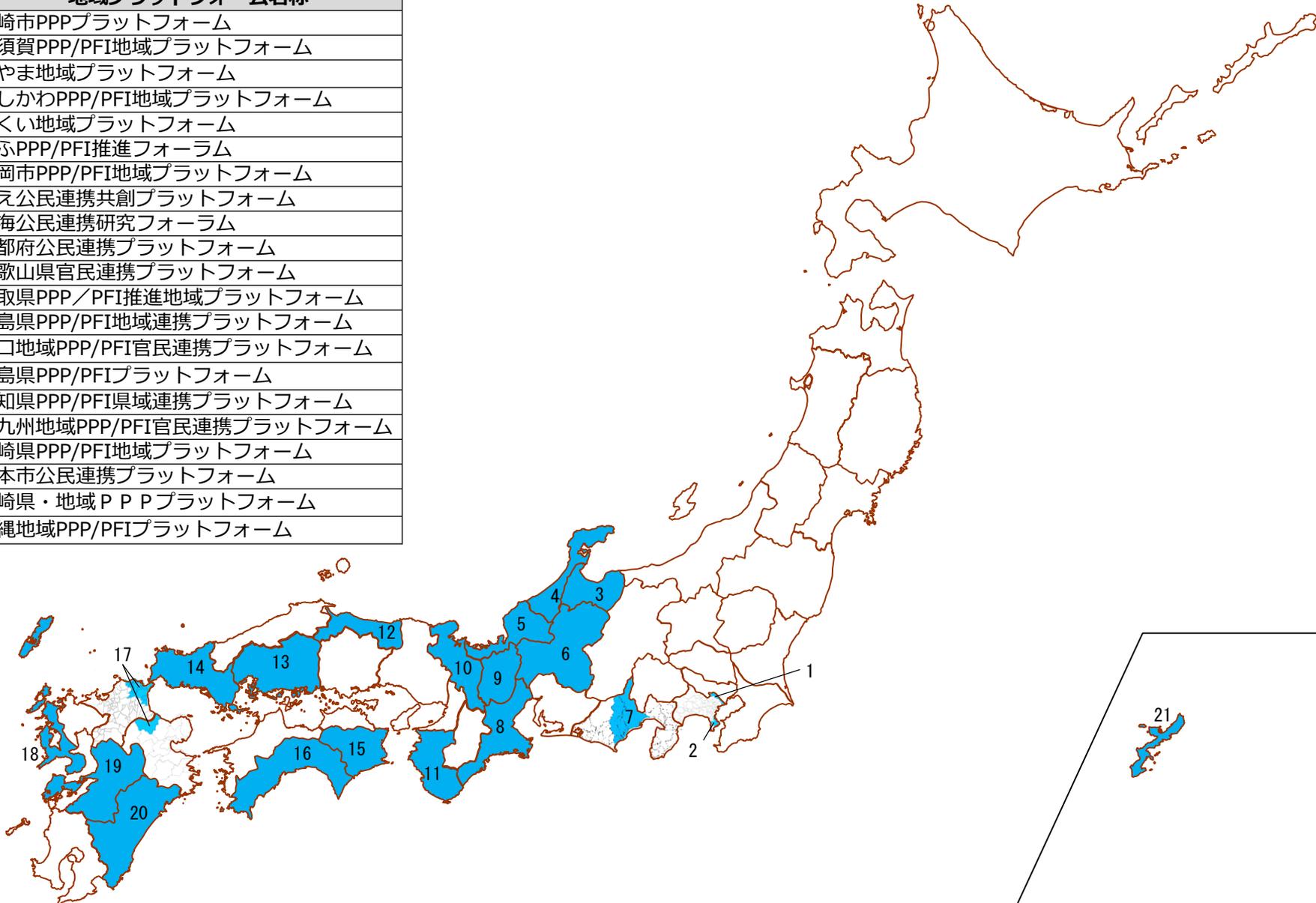
- 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP／PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

## 【協定プラットフォームイメージ】



# (参考)協定プラットフォーム一覧

No.	地域プラットフォーム名称
1	川崎市PPPプラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム
3	とやま地域プラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム
8	みえ公民連携共創プラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム
10	京都府公民連携プラットフォーム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム
19	熊本市公民連携プラットフォーム
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム



# (参考)協定プラットフォーム代表者一覧

PPP/PFI地域プラットフォーム名称	代表者の構成
川崎市PPPプラットフォーム	川崎市
横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム	横須賀市
とやま地域プラットフォーム	富山市、財務省北陸財務局、株式会社日本政策投資銀行、株式会社北陸銀行
いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	株式会社北國銀行、石川県、株式会社日本政策投資銀行、財務省北陸財務局
ふくい地域プラットフォーム	株式会社福井銀行、福井県、福井市、株式会社日本政策投資銀行、財務省北陸財務局
ぎふPPP/PFI推進フォーラム	国立大学法人 岐阜大学、岐阜県、岐阜市
静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	静岡市
みえ公民連携共創プラットフォーム	三重県、株式会社百五銀行
淡海公民連携研究フォーラム	国立大学法人 滋賀大学、滋賀県、株式会社滋賀銀行、株式会社しがぎん経済文化センター
京都府公民連携プラットフォーム	京都府
和歌山県官民連携プラットフォーム	和歌山県
鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	鳥取県
広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	広島県、株式会社広島銀行、株式会社もみじ銀行、一般財団法人ひろぎん経済研究所、株式会社YMFG ZONEプランニング
山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	山口県、下関市、株式会社山口フィナンシャルグループ、株式会社山口銀行、株式会社YMFG ZONEプランニング
徳島県PPP/PFIプラットフォーム	徳島県
高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム	高知県
北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	北九州市、株式会社山口フィナンシャルグループ、株式会社北九州銀行、株式会社YMFG ZONEプランニング
長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム	長崎県
熊本市公民連携プラットフォーム	熊本市
宮崎県・地域PPPプラットフォーム	宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、株式会社宮崎銀行、株式会社宮崎太陽銀行
沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム	沖縄振興開発金融公庫、沖縄県、沖縄電力株式会社

# PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)

## (令和元年6月21日決定)

### <改定のポイント>

- ① 交付金事業等についてPPP/PFIの導入可能性検討を一部要件化した事業分野を拡大
  - ・ 一般廃棄物処理施設、浄化槽の追加
  - ・ 公営住宅分野において要件化の範囲を拡大  
(地域居住機能再生推進事業の新規採択事業について、三大都市圏に加え、政令指定都市で実施する場合を追加)
- ② PPP/PFI地域プラットフォームの強化による支援強化
  - ・ 「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」などを活用し、地方公共団体や事業者などの支援を強化  
(地域金融機関、商工会議所等との連携強化、地域の事業者と専門家のマッチング支援など)
- ③ **地方創生に資するPPP/PFI事業の支援強化**
  - ・ 「民間資金等活用公共施設等整備事業」を創設。地域再生計画に記載されたPPP/PFI事業について、地方公共団体がPFI推進機構にコンサルティング支援を依頼することが可能になる<sup>(※)</sup>とともに、地方創生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を地方創生推進交付金により積極的に支援
    - ※平成31年3月に国会に提出された地域再生法の一部を改正する法律案が成立した場合
- ④ キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての導入支援/検討
  - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してPPP/PFIの利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、各種支援制度を活用して導入を支援  
また、成果に応じて委託費を変動させる仕組みについて海外事例の調査を行い、導入について検討

# 地域再生法改正案におけるPFI法の特例(国会提出中)

- 老朽化した公共施設の維持更新、低未利用化した公的不動産の有効活用は、地方公共団体の重要な課題。
- 厳しい財政状況の中で、公的不動産の有効活用を通じて公共施設の効率的な整備等を図るためには、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIの導入が有効。そこで、専門機関であるPFI推進機構がコンサルティングを行うことで、公的不動産の有効活用をはじめとするPPP/PFIの更なる促進を図る地域再生法改正案を、先の通常国会に提出した(継続審査)。

## PPP/PFIの地域再生計画記載事項への 明確な位置づけ

本改正においては、**公的不動産の利活用等のPPP/PFIを含む事業が「民間資金等活用公共施設等整備事業」として地域再生計画に記載可能な事項として追加**されたことで、**PPP/PFIが地域再生に資するものであることが明確化**。併せて「民間資金等活用公共施設等整備事業」を記載した計画において**地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税など他の支援措置メニューを活用すること等により、PPP/PFIを従前以上に推進**。

(参考) 公的不動産利活用の例



大阪府：大阪府営枚方田ノ口住宅  
建替え事業

岡山市：出石小学校跡地整備事業

## 民間資金等活用公共施設等整備事業に係る PFI推進機構の特例業務の追加

地方公共団体(特に小規模の地域)の中には、PPP/PFIの案件形成のためのノウハウが不足しているところも依然として多い<sup>(※)</sup>。また、PPP/PFIの経験の少ない、又は小規模の地方公共団体にも裾野を拡大するためには導入可能性調査等の初期段階からの支援が有効。

そこで地域再生法改正案において、従来利用料金を徴収するPFI事業のみを支援対象としていた**民間資金等活用事業推進機構**(PFI推進機構)が、**地方公共団体の求めに応じコンサルティングを行い、利用料金徴収の有無にかかわらず、公的不動産の有効活用をはじめとするPPP/PFIの推進を図る**ことを特例業務として可能とする。

(※) PPP/PFIを推進していない又はしない理由として、「ノウハウがない」が58.2%(経済財政諮問会議(H27.3.4)資料より)

(参考) PFI推進機構の業務範囲

事業類型 業務内容	PFI法		その他PPP/PFI
	①コンセッション ②収益型事業	③サービス購入 型事業	④公的不動産の 有効活用等
金融支援 (出資、資金貸付け等)	○	—	—
コンサルティング支援 (専門家の派遣、助言等)	○	★ 本業務特例により支援可能に	

※PFI推進機構は、利用料金を徴収し自らの収入とするPFI事業について、施設の需要変動によるリスクマネーを供給する目的で2013年にPFI法に基づき設立された官民ファンド。平成30年度末時点で33件の支援実績(融資に伴う助言等を含む)がある。

# 地方創生推進交付金の概要・PPP/PFIにおける現状について

## 地方創生推進交付金とは

地方公共団体の自主的・主体的かつ先導的な事業を支援することで、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生に寄与

### ○地域再生計画の作成【地域再生法第5条第4項第1号】

計画の作成主体：地方公共団体

地方創生推進交付金の対象事業：以下の要素を全て満たす事業

- ① 地方版総合戦略に位置付けられた**地方公共団体の自主的・主体的な取組**であること
- ② 先導的な事業として、**自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携**等の要素を有する事業であること
- ③ 事業毎に、ふさわしい具体的な**重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルを整備**していること

### ○交付金の交付【同法第13条】

当該事業（認定された地域再生計画に基づくもの）に要する経費に充てるため、**予算の範囲内で交付金を交付することができる。**

➡ 現行制度においても、対象事業に含まれるPPP/PFIの検討・推進等（※）に係る費用については、**地方創生推進交付金の対象となり得る。**

（※）導入可能性調査費やアドバイザー経費など事業計画段階に関する費用が対象となり得る。ただし、教育・農業・医療などの個別分野で、他省庁の所管であることが明らかである事業については、対象外と考えられる。

## 交付金を受けた事例

▶ PPPを活用した出産・子育て楽楽（らくらく）まちづくり計画（千葉県大網白里市）

- PPP を活用した医療機関や子育て支援施設、商業施設等の整備を実施し、産科不在などの問題解消や生活利便性の向上を図る（各事業主体が参画する SPC 設立等により運営体制を構築）。
- 当該施設整備に係る PPP/PFI の導入可能性調査等や、出産・子育てに関する情報発信等を総合的に行う事業を地方創生推進交付金で支援。



子育て交流センターイメージ（出典：大網白里市HP）

# PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)

## (令和元年6月21日決定)

### <改定のポイント>

- ① 交付金事業等についてPPP/PFIの導入可能性検討を一部要件化した事業分野を拡大
  - ・ 一般廃棄物処理施設、浄化槽の追加
  - ・ 公営住宅分野において要件化の範囲を拡大  
(地域居住機能再生推進事業の新規採択事業について、三大都市圏に加え、政令指定都市で実施する場合を追加)
- ② PPP/PFI地域プラットフォームの強化による支援強化
  - ・ 「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」などを活用し、地方公共団体や事業者などの支援を強化  
(地域金融機関、商工会議所等との連携強化、地域の事業者と専門家のマッチング支援など)
- ③ 地方創生に資するPPP/PFI事業の支援強化
  - ・ 「民間資金等活用公共施設等整備事業」を創設。地域再生計画に記載されたPPP/PFI事業について、地方公共団体がPFI推進機構にコンサルティング支援を依頼することが可能になる<sup>(※)</sup>とともに、地方創生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を地方創生推進交付金により積極的に支援
    - ※平成31年3月に国会に提出された地域再生法の一部を改正する法律案が成立した場合
- ④ **キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての導入支援/検討**
  - ・ **キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してPPP/PFIの利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、各種支援制度を活用して導入を支援**  
**また、成果に応じて委託費を変動させる仕組みについて海外事例の調査を行い、導入について検討**

# キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入

## 現状

インフラの老朽化に加え地方公共団体職員の人員が不足する中、キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入実績は乏しく、今後、積極的にPPP/PFIを導入していく必要がある。

	個別委託 (従来発注)	包括的民間委託 (PPP)	PFI方式 ※公共施設等運営権は利用料金ある施設のみ
主な特徴	仕様発注 固定委託費 単年度	性能発注も 委託費の変動可 (性能発注の場合) 複数年 (概ね3～5年)	性能発注 委託費の変動可 長期 (15～30年)
支援制度	なし	これまで、関係省庁においてモデルとなる事業の案件形成を支援	法制度 (PFI法等) があり、法に基づく特例措置のほか、内閣府等が様々な支援を実施
備考	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体側にとって要求水準書の作成、民間企業側にとって提案書の作成などの負担増</li> <li>民間の創意工夫を活かせる</li> <li>府中市における道路維持管理事業 (国土交通省「先導的官民連携支援事業」において支援) などの実績あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期収入のメリットあり</li> <li>民間の創意工夫をより活かせる</li> <li>施設の利用可能性に基づく減額措置を伴う実績 (八尾市立病院PFI事業など) あり</li> </ul>

## 海外の事例

米国運輸省の調査によれば、2009年から2016年までに、利用可能状況に応じた減額を伴う交通分野のPPP/PFI事業が9件実施。経済財政諮問会議で紹介されたトンネル事業の他、道路、橋梁において実施。また、ドイツの学校PPP事業において、建物等の利用可能状況等に応じた減額措置が含まれる事例あり。

⇒関係府省庁においてPPP/PFIの利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討した上で、内閣府の新規案件形成事業や関係省庁の支援制度を活用し、導入を支援することが必要

⇒成果に応じて委託費を変動させる仕組み (米国におけるアベイラビリティ・ペイメント方式) については、海外事例をよく調査 (制度・背景など) し、我が国での導入を進めるべく検討を進める。

ご清聴ありがとうございました